

科目名	行政法各論Ⅱ	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法学部	□必修 ■選択	
			学部	□必修 □選択	
英文表記	Special Part of Administrative Law Ⅱ	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年		
		開講期間	□前期 ■後期 □通年 □集中		
ふりがな	わたなべ たけし	実務家教員担当科目		修得単位	2単位
担当者名	渡 部 毅	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	行政法分野のうち、一般に、行政統制や行政救済と総称される制度の基本的な枠組みや、関連する主要な判例の内容を理解して、説明できるようになる。				
到達目標	行政法各論の授業では、行政手続、情報公開、行政不服審査、行政訴訟および国家賠償のしくみについて、主要な学説や判例を踏まえて理解できるようになることが目標です。行政法各論Ⅱでは、主として行政訴訟（後半部分）や国家賠償について学びます。				
授業概要	行政活動は法に基づいて行われますが、違法な活動によって国民の権利が損なわれることがあります。この講義では、そうした違法な行政活動を未然に防ぐためにどのような手段が講じられているのか、また、違法な活動が行われた場合に国民はどのようにして権利回復が得られるのか等のしくみについて学習します。行政法各論ⅠおよびⅡは連続する内容になりますので、両者を併せて履修してください。				
授業計画					
第1回	行政法各論Ⅰで学んだ内容の振り返り 取消訴訟の審理の進め方				
第2回	取消訴訟の判決 執行停止制度				
第3回	無効等確認訴訟 不作為違法確認訴訟				
第4回	義務付け訴訟				
第5回	差止訴訟				
第6回	当事者訴訟 争点訴訟				
第7回	国家賠償制度の概要 国家賠償法1条の責任の性質				
第8回	賠償の要件（1） 公権力の行使 職務行為性				
第9回	賠償の要件（2） 過失の客観化 行政の不作為による責任				
第10回	国家賠償法2条の意義と法律要件				
第11回	道路管理の瑕疵 機能的瑕疵				
第12回	河川管理の瑕疵 賠償責任者				
第13回	国家賠償と民法・特別法との関係				
第14回	損失補償				
第15回	国家補償の谷間				
第16回	定期試験				
授業時間外の学習	この分野の学習は、訴訟手続などに関する理解も必要であり、抽象的な議論も多く、難解なところがあります。教科書を使つての予習（1時間程度）や復習（1時間程度）を行うことや、わからないところは図書館で調べてみるなど、地道な努力を積むことを厭わずに取り組んでください。				
履修条件 受講のルール	行政法各論Ⅰと行政法各論Ⅱは連続する内容であり、併せて履修すること。行政法総論Ⅰ・Ⅱのほか、憲法、民法の債権各論（とくに、不法行為分野）、民事訴訟法等と内容が関連しており、これらの知識があれば、より理解しやすいと思われます。こうした科目が未履修の場合は、この授業と並行して履修し、また、足りないところは自ら学習するなどの努力をすることが望ましい。				
テキスト	櫻井敬子・橋本博之『行政法（第7版）』（弘文堂・2025年）				
参考文献・資料	行政法判例百選Ⅱ（第6版）（有斐閣・2012年）				
成績評価の方法	【定期試験（70%）、レポート（20%）、平常点（10%）】				

	上記評価項目を基にして総合的に判断します。 ・出席確認時に不在だった場合は原則としてその回は欠席となります。 ・授業中に無許可で退出した場合は欠席とします。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。
オフィスアワー	水曜日 15 : 00～16 : 00 木曜日 15 : 00～16 : 00
成績評価基準	秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不可(59 点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	特記事項なし
学生へのメッセージ	行政法各論で学ぶ内容は、行政に対する国民の権利保障を考えるうえで重要なものです。また、いずれのテーマも、上級公務員試験の専門科目の行政法分野の出題において、頻出のテーマになります。難しい内容もありますが、辛抱強く学習に取り組まれることを期待しています。